

3 空家等対策計画の公表について

全国的に空家等が増加傾向にあり、市内においても適切な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に影響を及ぼす問題が発生しております。

そのため、市では、これまで管理不十分な空家等の所有者に対し適切な管理に努めるようお願いをしてきたところですが、空家等がもたらす問題が多岐にわたり、解決すべき課題が多いことから、平成 27 年 5 月に完全施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、国の基本指針に即した空家等対策計画を策定しました。

人口減少や高齢化の影響により、空家等の増加が予想される中、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るための取り組みが重要なことから、総合的に対応できるようにしました。

空家等は、あくまでも個人の財産であり問題への対応や責任は所有者にあります。所有者で対応できない事案や公益上多くの人に影響を及ぼす事案が出てきていることから、本計画では、市が取り組む空家等対策の中長期的な方針を示しております。

なお、本計画は、法の運用基準や社会情勢の動向等を踏まえ、必要に応じ見直すこととします。

概 要

・ **計画の対象区域** 市内全域

・ **計画の期間** 平成 28 年度から平成 32 年の 5 年間

・ **所有者等による空家等の適切な管理の促進**

個人の財産である空家等の管理は、所有者等が自ら行うことが原則であることの理解を改めて促し、空家等が管理不全な状態になることを未然に防ぐための対策を進めます。

・ **空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進**

利用可能な空き家の活用については、所有者に空き家の活用に関する情報提供を行うとともに空き家情報を「空き家バンク」へ登録いただき、さらに空き家をお探しの方へ「空き家バンク」を通じ情報を提供するなど、マッチングのお手伝いをしています。

・ **特定空家等に対する措置その他の特定空家等の対処**

特定空家等とは、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態や、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等のことをいいます。これに該当するかどうかや、措置を講じる必要性については、特定空家等判定基準により調査し、空家等対策推進委員会に諮り、慎重に行います。

特定空家等と判断した場合は、除却や修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令ができます。さらに行政代執行が可能となります。

・ **相談への対応** 相談窓口 管理不十分な空家等 建設部都市政策課
空き家バンク 総合政策部秘書政策課（内線213）

総合支所では、地域振興課が相談窓口

・ **空家等に関する対策の実施体制**

空家等対策協議会 : 空家等対策計画の策定・変更等を実施

空家等対策推進委員会 : 庁内各関係部局の課長等により横断的な連携を図る